

## 海外療養費支給申請書 提出書類及び注意事項について

### 1. 海外療養費について

海外渡航中に急な病気でやむを得ず現地の医療機関で診療を受け医療費を支払った場合、申請により一部医療費の払い戻しを受けることができます。

支給対象となるのは、日本国内で治療を受けることを原則としているため、健康保険の適用が受けられる治療等に限られ、治療を目的として海外渡航し療養を行った場合や、下記のような保険適用されていない医療行為等は支給の対象外となります。

(例)

- ・臓器移植
- ・美容整形手術
- ・人工授精などの不妊治療
- ・性転換手術

### 2. 支給金額について

日本国内の医療機関等で、同じ傷病を治療した場合の治療費を基準に計算した額（実際に海外で支払った額の方が低いときはその額）から自己負担相当額（1～3割相当額）を差し引いた額を支給します。なお、外貨で支払われた医療費については、当組合にて支給申請書を受け付けた月の初日の外国為替換算率（売りレート）により円に換算し、支給額を決定します。

#### 【留意事項】

- ・海外で支払った医療費の総額から自己負担相当額を差し引いた額よりも、支払額が大幅に少なくなることがあります。
- ・支給審査により支給申請から支払まで数カ月時間を要する場合があります。
- ・海外で支払った日の翌日から起算して2年を経過すると、時効により申請する権利がなくなりますのでご注意ください。

### 3. 申請手続きについて

#### 【申請手続きに必要な書類】

- ・健康保険 療養費支給申請書
- ・様式A（診療内容明細書）及び様式B（領収明細書）  
〔歯科診療の場合は、様式B及び様式C（歯科診療内容明細書）〕
- ・領収書原本
- ・調査にかかる同意書（海外療養費）
- ・受診者のパスポート等の写し（本人確認ができるページ及び渡航記録が確認できるページ）

(注)

- ①様式A、B、Cそれぞれ邦訳を添え、翻訳者の住所・氏名・連絡先を記載し、押印してください。  
申請にあたっては、診療月ごと、受診者ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに1枚ずつ証明をもらってください。
- ②担当医が「診療内容明細書」を作成する際、「健康保険用国際疾病分類表」が必要になりますので、作成依頼するときに必ず持参してください。